

平成29年度第8回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成29年11月28日(火)			
召集場所	神石高原町三和協働支援センター 2階 会議室			
開会時間	午後1時30分		閉会時間	午後2時45分
出席農業委員	1番	美田 雅彦	2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千恵子
	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
	9番	圓道 タミ子		
			12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
出席推進委員	1番	矢田貝 幹輝	2番	田村 哲郎
	3番	今井 正勝	4番	赤木 照章
	5番	酒井 剛之	6番	三原 正義
	7番	横儀 秋弘	8番	三町 秀美
			12番	山内 功雄
	13番	中岡 拓馬	14番	小寺 寛治
欠席した農業委員	10番	立原 孝生	11番	大埜 益旨
議事録署名委員	13番	伊勢村 正治	1番	美田 雅彦
出席した職員	事務局長	松本 真典	事務局	平田 賢礼
	臨時職員	渡邊 由加利		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 会 長 挨 拶	
3. 欠 席 者 報 告	
4. 議事録署名委員選任	
5. 議 事	
議案第1号	平成29年度農用地利用集積計画(第46号)について
議案第2号	農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について
議案第3号	農地法第3条による許可申請について
議案第4号	農地法第4条による許可申請について
議案第5号	農地法第5条による許可申請について
6. そ の 他	
7. 閉 会	

開 会	事務局長	定刻となりましたのでただいまから平成29年度第8回の神石高原町農業委員会総会を開会したいと思います。まず始めに会長よりご挨拶をお願い致します。
会長挨拶	会 長	(挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして本日の農業委員の欠席者の報告をします。本日の欠席者は10番立原委員、11番大埜委員、以上の2名でございます。従いまして「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により在任委員数14名中本日の出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては「会議規則第3条」の規定により会長をお願いいたします。
議事録署名委員選任	議 長	本日の議事録署名委員を指名します。13番伊勢村委員と1番美田両委員にお願いします。
議案第1号 議案第2号	議 長	議案第1号「平成29年度農用地利用集積計画(第46号)について」と関係がございます議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
	事務局長	(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。ご意見ご質問あればよろしくお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「平成29年度農用地利用集積計画(第46号)について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。異議なき旨回答させて頂きます。 続きまして議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」は特に意見なしの旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。特に意見なき旨回答することとします。
議案第3号	議 長	議案第3号「農地法第3条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
	事務局長	(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。3-17については[ ]の家族の案件でございます。一時退席をして頂きます。 ([ ]、退席) 担当推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	7番 (推)	牧、草木、田頭地区担当の横儀です。受付番号3-17について報告します。11月22日に伊勢村委員と[ ]同行のもと調査しました。場所は[ ]の[ ]入ったところにあります。以

		<p>前より賃借契約があって今回利用権設定により耕作されておりましたが譲渡人との合意により所有権移転の申請をしました。譲渡人は■■■■の方へおられまして今後耕作、維持管理ができないということで譲受人に全てを譲渡したいとのことです。譲受人につきましては現在意欲的に営農に取り組まれており今回の申請も規模拡大のためですので問題ないと思われま</p>
	議長	<p>ありがとうございました。3-17についてご意見ご質問ありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので3-17について採決をとります。</p> <p>3-17の案件申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございます。3-17の案件について申請通り許可することとします。ここで■■■■に入室してもらいます。</p> <p>(■■■■、入室)</p> <p>続きまして3-18、3-19について報告をお願いします。</p>
	2番 (推)	<p>東油木、いちば、南油木担当の田村です。受付番号3-18について報告します。場所は■■■■から■■■■のところへあります。</p> <p>11月26日に井上農業委員同行のもと調査しました。申請者である譲受人は以前より今回の申請地を利用権設定により耕作されておりましたが譲渡人との合意により今回所有権移転の申請をされました。譲渡人は遠方に居住されていて今後耕作や維持管理ができないとのことです。譲受人は現在意欲的に営農に取り組まれており今回申請も規模拡大のため問題ないと思われま</p>
	7番 (推)	<p>牧、草木、田頭地区担当の横儀です。受付番号3-19について報告します。場所は町道、■■■■へ■■■■のところへあります。</p> <p>11月22日に伊勢村農業委員同行のもと調査しました。写真綴りは6p、7pになります。申請人である譲渡人は■■■■と高齢であり維持管理が困難なことから譲渡したいとのことです。譲受人につきましては譲渡人の息子さんであり生前贈与により農業をされるということで問題ないと思われま</p>
	議長	<p>ありがとうございます。ご意見、ご質問あるかたはお願いします。</p> <p>無いようでございますので採決に移らせて頂きます。</p> <p>議案第3号「農地法第3条による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございます。申請通り許可することとします。</p>
議案第4号	議長	<p>続いて議案第4号「農地法第4条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。</p> <p>(事務局説明</p>

		ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	3番	城山、西油木担当の矢田貝です。受付番号4-4について報告します。場所は[ ]から[ ]のところで[ ]というところですか。11月18日に小里農業委員と[ ]同行のもと調査しました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力低い小集団の農地でその他2種農地でありこれまでの墓地が住居より遠い場所であり参拝が不便であるため墓地の移転を計画されました。今回申請にあたり墓地の設置に必要な区域について分筆登記されており区域としては問題ないと思われます。
	議長	ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	13番	本来個人のお墓というのは30㎡~50㎡ぐらいだと思うのですが88㎡は地形とか何らかの関係で大きい面積になったのでしょうか。
	事務局長	航空写真を見て頂ければと思うのですが通常墓地の区域をとる時に四角形にとると思うのですが今回分筆した地形がその土地の末端で正方形をとって残したところを農地として残すといっても難しいので88㎡を分筆したということになっています。
	議長	他にございませんか。
	4番	環境衛生の制限はクリアされていますか。
	事務局長	環境衛生課のほうで申請をされていますが問題ないと思われます。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせていただきます。議案第4号「農地法第4条による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
議案第5号	議長	続きまして議案第5号「農地法第5条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。 (事務局説明) ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	3番	仙養、安田地区担当の今井です。受付番号5-16について報告します。場所は[ ]から[ ]を[ ]入ったところにあります。11月25日に美田委員同行のもと調査しました。申請のあった農地は農業振興地域の除外申請中ではありますが、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。 また、平成27年の利用状況調査で荒廃農地B判定されている農地で、周辺の農地も同じくB判定農地であり、支障はないものと思われます。 経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定については申請中ではありますが、許可の要件を満たしていると考えます。

	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問あればお願いします。
	4番	たくさんB判定がある中でなぜここに限定されたのか。
	事務局長	この場所は日当たりもよく荒廃が進んでいる農地で下の違う方の所有の土地も太陽光で許可が出ている所です。こういったB判定が出ている農地を活用して頂くほうがいいかと思います。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第5条「農地法第5条による許可申請について」許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員挙手) 申請通り許可することとします。
	議 長	以上で本日審議頂く内容は終了です。
		14時12分